

## 三番瀬再生計画（基本計画）（素案）に対する各委員からの意見に対する対応案

平成17年6月16日吉田 正人

「頁・タイトル」及び「対応案」中のページ及び行は、見え消しを加えた後の基本計画素案に対応しています。

頁・タイトル	意見の内容	No	提案者	大西会長意見	対応案
全体に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>三番瀬に影響を与えることが必至と考えられる第2湾岸道路、江戸川左岸流域下水道計画との整合性について明記すべき。</li> <li>理由：円卓会議でも紛糾したが、少なくとも再生計画案には「三番瀬再生計画に影響を与えない」という形で描き込まれている。「基本計画」だからこそ、他の公共事業との整合性に触れるべき。【意見書】</li> </ul>	1	佐野委員	<p>再生会議において全ての公共事業については是非を判定することはできない。県の事業あるいは、県が関わる事業が三番瀬の保全と再生に抵触しないことは当然である。</p> <p>公共事業の担当部門には、計画段階における実施方法の十分な検討と事後のモニタリングを求めていく。</p>	<p>三番瀬再生会議から知事への答申においては</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画素案の修正はしない</li> <li>付帯意見として以下のように記述</li> </ul> <p>「三番瀬再生計画案のp157に記述されているとおり、三番瀬の再生・保全の理念に反する形で、第二東京湾岸道路の計画を行わないよう、また江戸川第一終末処理場からの処理水の水质が、三番瀬の海域などに影響を与えることのないよう、改めて要望する」</p>
同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>たとえば習志野と船橋の道路の慢性的な渋滞があるというときに、そういう慢性的な渋滞も自然との共生の中で再生計画の中に考えていかなければいけないのではないかという要望があったときに、その要望が三番瀬再生計画に全体的に影響するという場合もあるのですね。各市にはまちづくりがあるわけですから、そういう慢性的なものを何とか解決しなければいけないというのは、そこを考慮すべきだというのが全体的な中に入れられた場合に、三番瀬再生計画の骨組み自体が変わらないとしても、非常に大事な問題になってくると思うので、その辺まである程度突っ込んで骨組みをきちんと組み立てておかないと。【第4回再生会議での発言】</li> </ul>	2	木村委員		
同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>佐野委員の意見については。33ページの推進体制に「さらに、三番瀬に関連して国・県・市が実施する様々な事業については、本計画との整合性が図られるように調整してまいります。」というような文章を加えるとよいのではないか。【第5回再生会議での発言】</li> </ul>	3	倉阪委員		<p>基本計画素案を以下のように修正する（35ページの最後に次を加える。）</p> <p>さらに、千葉県三番瀬再生計画に含まれない三番瀬の自然環境に影響を与えるおそれのある事業の実施に当たっては、基本計画との整合性の確保に努めるとともに、県以外が実施するものについては、基本計画との整合性につき配慮を要請していきます。</p>
同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生会議として主体的に意見を発信していくべきではないか。【第5回再生会議での発言】</li> </ul>		木村委員	<p>韓国でも三番瀬は知られており、埋立計画が中止になり、再生のための円卓会議が県民参加型で議論されていることが大きなメッセージである。</p> <p>円卓会議の2年間の議論の中で、それが大きなちからになった。</p> <p>この会議のミッションは、三番瀬の再生をどうやって確立していくかである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画素案の修正はしない。</li> <li>付帯意見として以下のように記述</li> </ul> <p>「このたびは、三番瀬再生会議の第一の任務である知事からの諮問事項への答申をとりまとめたが、今後も必要な場合は、再生会議として三番瀬の再生に関する意見を随時、知事や県民に発信してまいりたい」</p>

1 はじめ	・(9行目～)「再生の長期目標として、・・・5つの目標項目を定め、この目標の実現に向けて・・・また、「再生に向けて講ずべき施策」に係る事業については、今後、県が主体となって実施する事業を中心に、千葉県三番瀬再生計画(事業計画)として取りまとめることとします。て立案の上、第3章に述べる方法に従って実現を図ります。」とする。【意見書】		工藤委員		<ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画素案を以下のように修正する(1ページ9行目から)</li> <li>基本的な方針においては、再生の長期目標として、・・・の5つの目標項目を定め、この目標の実現に向けて・・・(1ページ下から3行目から)</li> <li>また、「再生に向けて講ずべき施策」に係る事業については、県が主体となって実施する事業を中心に、千葉県三番瀬再生計画(事業計画)として取りまとめることとし、<u>県以外が行う事業についても必要な協議・調整を行います。</u></li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(17行目～)「<del>県が主体となって</del>主体的な役割を担い、国、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、県民、地域住民、漁業関係者、環境団体・NPO、その他の関連する地域と連携して実施する事業を中心に、」とする。</li> <li>理由：県のみでなく、多様な主体が参加する事業、広域的な取り組みも事業計画の中に入れる必要がある。【意見書】</li> </ul>	1	後藤委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>県以外のそれぞれの主体による意思決定をしはることはできない。</li> <li>県と4市の間にはそれぞれ関係があり、県に調整の役割を發揮してもらおうという意見があり、それを含めて検討する。</li> <li>条例要綱案の中では、県と市の協定という形を提案している。お互いの計画を尊重しながら協力して進めるということを、1ページと33ページの推進体制で表現していくことを検討する。</li> <li>関係のない事業が三番瀬の再生を妨げないということ、再生を積極的にやっていくという表現をそれぞれのところで入れていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(35ページ6行目)</li> <li><u>連携を深めるとともに、徹底した情報公開と住民参加のもとに、県民、・・・</u></li> <li>(35ページ8行目から)</li> <li><u>関係者が、目標を共有し、互いの立場の違いを理解しつつ、再生の目標を共有し、協力し合いながら三番瀬の再生に取り組みます。めるよう努めます。</u></li> </ul>
1	・「県が主体となって実施する事業を中心に.....取りまとめることとします。」という記載につき、県は広域的な見地から市町村を調整するような役割は当然あるわけで、そういう観点から適切に調整能力を發揮していただくようお願いしたいということです。それがこの書きぶりで若干物足りないかなという気もしておりますので、そこはいい文があればお出ししたいと思います。【第4回再生会議での発言】	2	倉阪委員		
1	・三番瀬の再生は少なくとも流域4市の協力なくしては実現できない。その意味では、各市が行う事業についても、三番瀬再生計画と整合性のあるものでなくてはならない。そういった意味では、各市が行う事業についても県の再生計画を尊重することを明記すべきである。【意見書】	3	佐野委員		
1	・県以外の主体による事業を見越した包括的取り扱いや市町村、住民、NPO、事業者等との連携、協働等については第1章に、それぞれ明記されているので、ここでは触れる必要がないでしょう。【意見書】	4	工藤委員		
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・徹底した情報公開と住民参加」が円卓会議の最大の特徴でした。</li> <li>今回の「千葉県三番瀬再生計画(基本計画)」では、広報の部分で書かれてはいますが、冒頭で「基本的考え方として」明記しておいたほうがよいと考えます。【意見書】</li> </ul>		後藤委員	徹底した情報公開と住民参加をどこかに表現するよう検討する。	
1	・「三番瀬再生計画案及び条例要綱案をもとに、千葉県三番瀬再生計画を策定しました。」としてほしい。【第5回再生会議での発言】		竹川委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>県の基本計画案にとりこまれない円卓会議案の部分については、尊重してもらいたい旨を盛り込む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画素案の修正はしない。(理由)条例要綱案も三番瀬再生計画案に含めて取り扱われていると考える。</li> </ul>

3 背景	<p>・「三番瀬の歴史」や「かつての三番瀬」がどのような環境であったかの記述が必要。 理由：「基本計画」だからこそ、このような項目についてしっかり記述すべき。【意見書】</p>	1	佐野委員	<p>歴史について、もう少し補い書いてほしいという意見と工藤委員から既に書いてあるという意見を勘案し、コンパクトに整理したい。</p>	<p>・ 基本計画素案を以下のように修正する（3ページ6行目から） <del>また、三番瀬周辺においても同時期に埋立が進み、工業化や都市化が進んできました。</del> <u>三番瀬は、東京湾奥の江戸川河口域に位置し、豊かな沿岸生態系を有していました。そして、江戸時代以降、三番瀬周辺は漁村、港町として大きく発展してきました。</u> <u>戦後の大規模な埋立てや後背地の都市化により、三番瀬と周辺の環境が大きく変わりました。</u> 埋立てで確保された工業用地には、第二次産業の企業が誘致され、多くの県民の雇用の場が提供され、千葉県の経済を牽引するエンジンとしてその役割を果たしてきました。・・・これらにより自然環境の悪化が起りました。 <u>現在の三番瀬は、開発前の環境とは大きく異なるものの、かつての東京湾の自然環境の多様性を保っている貴重な干潟・浅海域となっています。</u>  <del>その後、開発から自然との共生へと人々の価値観が変わっていく時代の中で、</del></p>
	<p>・ 歴史的な経緯とか、そういうものに対する過去の調査に関するところがちょっと抜けているのではないかという気がします。・・・今の川口さんのご指摘にもありましたように、防災の問題と環境の問題というのは歴史的な経緯を伴うので、それがないと、多分、歴史から学んで予防的に考えて未来を決めるというようなことができません。ですから、再生の目標、あるいは再生に当たっての進め方の中にそういう部分を入れていただけたらと思います。【第4回再生会議での発言】</p>	2	清野委員		
3	<p>・ 歴史的背景の整理・・・については第1章に、それぞれ明記されているので、ここでは触れる必要がないでしょう。【意見書】</p>	3	工藤委員		
3	<p>・（9行目～）一方で、埋立てにより、<u>潮流の変化および河川等から供給される・・・</u>」 理由：潮流が変化したことが重要。現在の旧江戸川の淡水が潮流にのり、三番瀬全体に影響を与えていた。【意見書】</p>		後藤委員	<p>・ 基本計画素案を以下のように修正する（3ページ15行目） 一方で、埋立てにより、<u>波・流れが変化し、河川等から供給される淡水や土砂の流れがも変化し、・・・</u></p>	
3	<p>・「現在の三番瀬」がどのような環境であり、各区域がどんな特性を持った海域であるかに触れる。特に「砂質化が進んでいること」、「猫実川河口域が泥干潟として貴重であること」を明記すべき。 理由：再生計画は現状をどのように捉えているかが基本にあってはじめて立案できるものであるから。【意見書】</p>		佐野委員	<p>泥干潟（猫実川河口）については、円卓会議案を踏まえつつ、今後、さらに細部をつめた事業計画として諮問され、重要事項が報告される場面で議論できるので、基本計画にはあいまいさを残して書くこととする。</p> <p>・ 基本計画素案の修正はしない。</p>	
3	<p>・（19行目）「県では、提案された三番瀬再生計画案を<u>もとに、最大限尊重して、</u>」とする。 理由：堂本知事の言葉通りに表現したいから。【意見書】</p>		佐野委員	<p>・ 基本計画素案の修正はしない。 ・ 付帯意見として、以下のように記述。 「知事は、本答申を受けて、三番瀬再生計画(基</p>	

					本計画および事業計画)を策定するにあたり、 2004年に提案された三番瀬再生計画案を最大 限尊重していただきたい」
	・短期目標と長期目標を数字で定量的に示すべきである。 【第5回再生会議意見】		川口委員	再生の概念は、みんなそれぞれ違う。方向 性は出たが、定量的な合意はできていないの で、順応的管理で一步一步進めていくしかな い。	・基本計画素案を以下のように修正する 1章2節の最後(8ページ)に、三番瀬再生計 画案p48の「三番瀬の再生の方向性」の図を 「参考図」として加える。
4	・海岸線の変遷図は、埋め立て・都市化の変化はわかるのですが、これに(案P6) の古地図や(案P11)の航空図等を加えてセットにすることにより、かつての三番 瀬の干潟・後背湿地・小河川の様子や漁場生産の様子が判明し、それによって基本方 針の根拠が理解でき、また、50代以上の世代の記憶のなかの原風景とあいまって具体 的なアクション・プランに繋がると思います。【意見書】		米谷委員	わかりやすい図面が円卓会議案にあれば、 入れるように工夫する。	基本計画素案を以下のように修正する 3ページの修正内容に伴う、適当な図面等を掲 載する。
6 再生の 目標	・1はじめにの工藤委員の意見に係る修正(9行目~)に伴い、表現の整合性を図る 必要がある。		吉田委員		・基本計画素案を以下のように修正する (6ページ2行目) 三番瀬の再生のための長期目標として、・・・ 5つの目標を定めます。
6	・1ページの再生長期目標としての(2)海と陸との連続性の回復、(5)人と自然と のふれあいの確保と、まちづくりと、それからそれぞれの流域の市町村にも全部かか わってくるのだと思いますが、護岸と防災という観点の議論をしておかないと、200 年に一遍の洪水とか津波、そういうものを何でもかんでも構造物で守ろうとするの か。・・・県、行政がどこまで市民を守るのかということも基本計画の中に議論として やっておいたほうがいいかなと感じております。【第4回再生会議での発言】	1	川口委員	護岸の整備等と防災については、防災の視 点を踏まえた記載を検討する。	・基本計画素案を以下のように修正する (6ページ15行目) <u>再生に取り組み、むとともに防災に配慮しつ つ、失われている・・・</u> (「5 人と自然とのふれあいの確保」はソフ ト面が主であることから、「2 海と陸との連 続性の回復」に加える。)
6	・「海と陸との連続性の回復」および「人と自然とのふれあいの確保」のそれぞれの中 に防災に配慮した文言を挿入すべきでしょう。【意見書】	2	工藤委員		
6	・(12行目)「現在残っている干潟・浅海域は保全するという原則」とする。(2 海 と陸との連続性の回復) 理由：現在の三番瀬では干潟(干出域)は非常に少なくなっているため、三番瀬の 海域全体をいうなら干潟・浅海域。【意見書】		後藤委員	干潟と浅海域という言葉はどう使っていく のかということについては、海の環境を守っ ていこうという趣旨が誤解のないように伝わ るように整理する。	・基本計画素案を以下のように修正する (6ページ12行目) <u>現在残っている干潟・浅海域は保全するとい う原則」とする原則に立って・・・</u>
6	・(18行目)「周辺の埋立て、青潮の発生等により」に「大雨時の江戸川放水路からの 淡水放水」を挿入する。(3 環境の持続性及び回復力の確保) 理由：江戸川放水路からの淡水放水が三番瀬の自然環境に与えるインパクトの大き さは円卓会議でも周知のことであつたし、国交省もそう認識して三番瀬への影響を放 水の度に調査しているので。【意見書】		佐野委員		・基本計画素案を以下のように修正する (6ページ18行目) <u>周辺の埋立て、青潮の発生、洪水時の淡水流入 等により・・・</u>

6	<p>・(24行目)「科学的知見及び漁業者の経験的知見を生かした中で」とする。(4 漁場の生産力の回復)</p> <p>理由：漁業者の経験的知見も重要であるけれども、何よりもまず「科学的知見」を踏まえることが大切であるから。【意見書】</p>	佐野委員	<p>漁業者の経験的知見を科学的知見で補うことについては、漁業者は経験的知見と科学的知見を併せ持っており、修辞の問題である。</p>	<p>・基本計画素案を以下のように修正する(6ページ下から8行目)</p> <p><b>漁業者の経験的知見及びその他の科学的知見を生かした中で</b>・</p>
6	<p>・親水性の向上は書かれていますが、全体として、「パブリックアクセスの向上」については、弱い気がします。「三番瀬を活かしたまちづくり」の中にも書き込んでおく必要があると思われます。(5 人と自然とのふれあいの確保)【意見書】</p>	後藤委員	<p>親水性に係るパブリックアクセスの向上に関する意見はそのとおりである。</p> <p>【事務局としては、具体的な記載は事業計画マタと考えております】</p>	<p>・基本計画素案を以下のように修正する(6ページ下から3行目)</p> <p><b>親水性及びパブリックアクセスの向上、景観への配慮や海を活かしたまちづくり</b>・</p>
7	<p>・表の代わりに(再生計画案48P)の方向性の表を薦めます、これ1枚で東京湾再生のほぼ全てが語られていると思われます。【意見書】</p>	米谷委員	<p>円卓会議案48ページの図の取扱いについては、載せるのであれば説明が必要である。次回、議論を深めることとする。</p>	<p>・基本計画素案を以下のように修正する</p> <p>1章2節の最後(8ページ)に、三番瀬再生計画案p48の「三番瀬の再生の方向性」の図を「参考図」として加える。</p>
7	<p>・6頁の表の欄見出しにつき、長期目標を再生項目に代え、達成イメージを長期目標とし、長期目標の右か左にもう1欄設けて、当面の目標として、再生計画が記載しているアマモ、コアマモの再生や、1982～1985年頃の漁業生産量の復活を載せておかれたらよいと存じます。【意見書】</p>	工藤委員	<p>これらを踏まえて整理する。なお、工藤委員の意見は、県の基本計画案にグラフとして整理されている。</p> <p>目標期間を設定するには、県の計画である以上、裏付けが必要となる。基本計画は方向を示し、事業計画の中で具体的に目標期間を設定し展開してもらい、それをモニタリングするという形で整理する。</p>	
7	<p>・「環境の持続性及び回復力の確保」の達成イメージは、「東京湾の水質が改善され、<del>青潮の心配がなくなった</del>等の環境の急変に対する回復力が確保された三番瀬」ではないでしょうか。</p> <p>(もちろん青潮がゼロになるのが理想ですが、東京湾および流入河川を含む長期的広域的な目標となるため、当面の目標としてたとえ多少の環境の変化があっても回復できる力をもった三番瀬にするという目標になったと記憶しています)【意見書】</p>	吉田委員	<p>これらを踏まえて整理する。</p>	<p>・基本計画素案を以下のように修正する(7ページの表中)</p> <p><b>「長期再生の目標」</b></p>

<p>9 再生に当たっての進め方</p>	<p>・三番瀬再生の「方向性」(円卓会議計画41ページ)の内容を一部重複部分を削って、7ページ記載の4項目に付加していただきたいと思ひます。「再生にあつての進め方」よりも「方向性」の方がしっくりすると思ひます。以下がこの趣旨です。</p> <p>再生の実施段階が進むにつれ、円卓会議の再生計画に書かれていゝる「再生の方向性」が忘れがちなこととなります。円卓会議の反省に立つて最初から明確に「再生の方向性」(41ページ)を書き込む必要があゝります。目標と施策は実施段階でどうしても有機的、総合的な調整が困難となります。事業計画からは分野別(タテワリ?)で5~10年の長期計画となり、実施計画も同様、単年度となればますます基本命題の進め方が重要な意義を持つようになると思ひます。おまけに一旦策定されれば見直しは難しいものです。目標と施策の列挙は序列、優先順位を都合の良いように使われがちです。</p> <p>再生のためにはまず、干潟を中心とした三番瀬の環境を出来る限り復活するという視点にたつこと。</p> <p>三番瀬をとりまく地域の街づくりにあつても三番瀬に干潟・浅海域が成立する条件を整備する方向で行われること。</p> <p>かつて生息していた生物種を回復するとともに、三番瀬海域の生態系、すなわち生態系の要素である水循環、流砂系、食物連鎖、物質循環が、動的なシステムとして機能すること。人間活動も含んで動的な平衡を保つことです。</p> <p>わが国はラムサール条約の締約国であり、三番瀬はその登録湿地となることを目指していることから、その再生にあつては2002年の締約国会議において採択された「湿地復原の原則とガイドライン」に沿つたものであること。【意見書】</p>	<p>竹川委員</p>	<p>この意見に基づく修正は難しい。</p>	<p>・基本計画素案を以下のように修正する(9ページ5行目)</p> <p>1 <u>科学的な知見順応的管理及び漁業者の経験的な知見の活用</u> (9ページ7行目から)</p> <p>・・・地域の自然環境に関し専門的知識を有する者等の協力を得て、自然環境に関する事前の十分な調査を行ひ、<del>うと</del>ともに、これまで蓄積されたデータを適切に解析し、得られた科学的知見を活用します。再生事業の実施中や完了後も自然環境の再生状況を継続的に観測・記録し、その結果を科学的に評価し、再生計画の内容を見直していく順応的な管理による自然再生に取り組みます。 (9ページ14行目から)</p> <p>2 <u>予防的態度和び順応的管理</u> <del>自然環境の再生に向けての科学的知見が十分に蓄積されていないこと等から、再生事業の実施による問題の発生</del>の仕組みの解明や影響の予測が必ずしも十分に行われていませんが、<del>長期間にわたるきわめて深刻あるいは不可逆的な影響をもたらすおそれがある場合においては、計画の見直し等、あらかじめ適切な手段が講じられるべきことを重視して取り組みます。</del> <u>自然環境の再生に向けての科学的知見の蓄積に努めますが、必ずしも十分でないこと及び事業の実施に伴う影響予測には不確実性が伴うことから、不可逆的な影響をもたらすおそれがある場合は、予防的態度和びに基づいて、必要に応じた見直しを視野に入れた事業や計画としま</u></p>
<p>9</p>	<p>・1は「科学的知見および漁業者の経験の活用」、2が「予防的態度和び順応的管理」としたほうが、並びがよいのではないでしようか。</p> <p>また「予防的態度和び順応的管理」については、検討会議報告書p139に書かれていゝるように、「自然の力を最大限引き出すような自然回復をめざし、自然の回復力をサポートする」、「人間の時間軸だけでなく、自然の営みや自然の時間の流れを重視する」、「人間が自然から謙虚に学びながら実施する柔軟な管理」といった丁寧な説明が必要です。【意見書】</p>	<p>吉田委員</p>	<p>吉田委員の意見を踏まえて整理する。</p>	<p>・(7行目)「地域の自然環境に関して専門的知識を有する者、調査・観察を行つていゝる者の協力」とする。(1 順応的な管理及び漁業者の経験的な知見の活用) 理由：市民調査や三番瀬を見ていゝる人を含む【意見書】</p>
<p>9</p>	<p>・(7行目)「地域の自然環境に関して専門的知識を有する者、調査・観察を行つていゝる者の協力」とする。(1 順応的な管理及び漁業者の経験的な知見の活用) 理由：市民調査や三番瀬を見ていゝる人を含む【意見書】</p>	<p>後藤委員</p>	<p>後藤委員の意見を踏まえて整理する。</p>	<p>・(7行目)「地域の自然環境に関して専門的知識を有する者、調査・観察を行つていゝる者の協力」とする。(1 順応的な管理及び漁業者の経験的な知見の活用) 理由：市民調査や三番瀬を見ていゝる人を含む【意見書】</p>

9	<p>・順応的管理、漁業者の経験的な知見の活用とともにこれまでに蓄積されたデータの適切な解析、利用をうたっておく必要がある。( 1 順応的管理及び漁業者の経験的な知見の活用 )</p> <p>・無機栄養塩などで代表される水質は向上しているにも関わらず、青潮などの発生状況に大きな改善がみられない。・・・これまで明確化されていない環境の持続性および回復力確保のために必要な要因の特定とその軽減についてふれておく必要があるが、なんら再生案にはふれられていない。こうした要因の明確化のためには蓄積データの活用と解析を・・・「進め方」の中に位置づけておいた方がよいのではないか。【意見書】</p>		中田委員	中田委員の意見を踏まえて整理する。	<p><del>す。</del></p> <p><u>また、自然の回復力を人間がサポートするという考え方に基づいて、再生の目標に向かって少しずつ手を加えながら、自然がどのように変化するかを十分、観察・記録し、そのつど検討を加えながら計画を手直しする順応的管理の原則に立って三番瀬の自然再生に取り組みます。</u></p>
9	<p>・( 17 行目 ) 「計画の見直し及び中止等」とする。( 2 予防的な態度 )</p> <p>理由：順応的管理においては、再生計画の個別事業を実施していく段階で、予想外の状況が発生したり、環境に悪影響が出ていることがわかった場合に、「見直し」に止まらず場合によっては「中止」することを明記しているので。【意見書】</p>		佐野委員	佐野委員の [ 中止 ] については、「見直し」の中に含まれる。	<p>( 9 ページ下から 8 行目から )</p> <p>3 賢明な利用</p> <p><del>三番瀬の利用に当たっては、ついでに、次世代に引き継ぐ財産として、生態系の持つ自然の特性を維持できるような方法で、現代の利益のみならず、次世代に引き継ぐ財産として、人間の利益のため、長期的な視点に立った、賢明な利用の原則に基づいたものとなるよう努めます。で、持続的に行います。</del></p>
9	<p>・( 24 行目 ) 「行政、県民、地域住民、漁業者、環境団体、NPO、事業者等」とする。【意見書】</p>		後藤委員	後藤委員の「環境団体」を区別することについては、「NPO」に含まれる。	
11 東京湾の再生につながる広域的な取組	<p>・東京湾を「湾外との海水交換が乏しい」と評価しています。これは非常に相対的なことでありまして、三河湾、大阪湾に比べればはるかにいいですし、東京湾よりいい湾という、そうはないのですね。比較対照をおいて書くか、具体的な数字を挙げるか、しておかないと不正確は表現になって、これが元で基本計画全体が信頼を失いうことに繋がってしまいます。【第 4 回再生会議での発言及び意見書】</p>		工藤委員	東京湾の評価についての意見は微妙な表現なので工藤委員と相談する。	<p>・基本計画素案を以下のように修正する ( 11 ページ 4 行目 )</p> <p>・閉鎖性海域である東京湾は、<del>その地形的な形状から湾外との海水交換が乏しく、</del>河川等を・・・</p>
11・13	<p>・緊急的には、三番瀬の前面と連続する海域、自分たちの前面の海域自体が東京湾全体にも影響を与えているという自覚を持った上で、流域や沿岸のほうにも協力を呼びかけていくことが必要だと思えます。・・・ぜひ千葉県としても、底質の環境、海底の地形をきちんと再生して臨むのでほかの人たちも協力してほしいと、そういった自分たちの負の遺産をきちんと始末するような姿勢を見せていただいで呼びかけることが大事かと思えます。・・・入るところに入れていただけるとお願いしたいと思えます。【第 4 回再生会議での発言】</p>		清野委員		<p>・基本計画素案を以下のように修正する ( 11 ページ 4 行目に 12 行目以下の次の文を移し、陸と海との相互の関わりにつき、一部削除する。)</p> <p>閉鎖性海域である東京湾は、河川等を通してもたらされる赤潮・青潮の発生原因である汚濁負荷等が湾内に留まりやすい特性を有しています。</p> <p>また、陸と海との相互の関わりについては、「森は海の恋人」といわれるように、水源のかん養、栄養分の供給等の機能を有する森林の保全が海の環境や生態系の保全につながるという認識が全国的になされるようになってきました。<del>であり、北海道や宮城県等では上流域において漁業者や市民による植林等の取組がな</del></p>

					<p>されるようになってきています。</p> <p>(12ページ15行目)  「自然再生を進める上で、」を削除  (12ページ下から3行目)  このことから、県として、三番瀬の自然再生に  当たっては、を進めるとともに、・・・強化し  た広域的な取り組みを目指します。</p>
13 計画・ 交流区域	<p>・1(1),(2)の他に、「(3)三番瀬に直接流入する河川、江戸川放水路、行徳内 陸性湿地」を加える。  理由：三番瀬に直接流入する河川(猫実川、高谷川、真間川、海老川等)、江戸川放 水路、行徳内陸性湿地は三番瀬再生にとって特に重要な区域であり、具体的な事業計 画として検討する必要があるため。【意見書】</p>	後藤委員			<p>・基本計画素案を以下のように修正する  (13ページ6行目)  (2)三番瀬に接する浦安市、市川市、船橋市 及び習志野市の陸域区域</p>
14 干潟・ 浅海域又 は19水・ 底質環境	<p>・猫実川の岸辺や河道の湿地化、干潟化について、どこかで触れてるべき。  理由：再生計画案に明記されている重要なアクションプランなのに「基本計画」素 案では全く触れていない。事業計画、実施計画で明記できるようP11「干潟・浅海 域」、あるいはP17「水・底質環境」あたりに描き込む。そうしなければ実施計画、 実施計画には盛り込めなくなる。【意見書】</p>	佐野委員	猫実川河口域の評価に関する問題なので省 略する。(前記3ページ関係)		<p>・基本計画素案を以下のように修正する  (14ページ4行目)  さらに地盤高の低下により、大部分の干潟がな くなり、干潟の浅海域化が進みました。  (14ページ下から3行目)</p>
14 干潟・ 浅海域	<p>・(4行目～)「～さらに、現在一部堆積傾向の場所があるものの、地盤高の低下により 大部分の干潟がなくなり～」とする。  理由：猫実川河口域については堆積傾向であることが円卓会議の中でわかっている ので。【意見書】</p>	佐野委員			<p>三番瀬の水循環を健全化し、河川等からの土砂 供給を回復させ、</p>
14	<p>・(3行目～)「埋立てにより後背湿地が消失し、海域が狭められ、干潟が減少しました。 大部分の干潟がなくなりました。さらに地盤高の低下により、大部分の干潟がなくな り、干潟の浅海域化が進みました。(基本的には干潟の減少は埋立によるものであるた め)【意見書】</p>	蓮尾委員			
14	<p>・(8行目～)「かつての三番瀬に近づけるため、まず第一に、これ以上浅海域を狭めず、 保全ゾーンとされた海域の豊かな生態系に手を加えないなど、現存する干潟・浅海域 の保全、維持を優先させねばなりません。その上で、海と陸との連続的な・・・」とす る。【意見書】</p>	竹川委員			
14	<p>・(12行目～)「そのため、背後の都市活動の影響を和らげ、三番瀬の水循環を健全化 し、河川からの土砂供給を回復させ・・・」とする。【意見書】</p>	竹川委員			
	<p>・図を淡水湿地が河川や海とつながったイメージ図とすべき。  理由：この図では河川と湿地、湿地と海がつながっているように見えないので。  ・「緑化」を「ビオトープ化」とする。  理由：「緑化」は外来、在来を問わないし、園芸種であってもかまわない表現である。  しかし、「ビオトープ化」とすれば、三番瀬地域にあった植栽が中心となるため。【意</p>	佐野委員	図については48ページの表と一体として 議論する。(前記5ページ関係)		<p>・基本計画素案を以下のように修正する  イメージ図は削除する。  (理由)三番瀬の再生イメージ図であると誤解 を招くため。</p>



	見書】				
15 生態系・鳥類	<p>・(6行目～)「しかし、その中で、泥干潟特有の生態系を有し、保存海域とされている猫実川河口域に、わが国有数のカキ礁が広がっているのでこの際、荒らされないうちに特別保護区域として管理する必要があると思います。</p> <p>効果的な浄化力と併せ、カキ礁生態系と呼ばれるほど、周辺の生物相も豊かであり、ウネナシとマヤガイ(RD掲載種保護ランクB)など5種類もの絶滅危惧種を含め100種に及んでいます。」を加える。【意見書】</p>		竹川委員	泥干潟の部分について、先ほどと同じような整理する。(前記3ページ関係)	<p>・基本計画素案を以下のように修正する(15ページ下から3行目)</p> <p><u>そのため、現在残る干潟的環境を保全し、さらにな多様な環境の復元創造を・・・</u></p>
15	<p>・(13行目～)「<u>現在残る干潟は保全しながら、干潟的な多様な環境の創造を目指すとともに～</u>」とする。</p> <p>理由：再生計画案ではふなばし海浜公園前面の干潟は保全が前提であり、猫実川河口域の泥干潟も保全すべきと明記している。【意見書】</p>		佐野委員		
15	5行目以降につき、右のような修正をお願いしたい。【蓮尾委員から確認】		蓮尾委員		<p>・基本計画素案を以下のように修正する(15ページ5行目から)</p> <p><u>・・・水鳥類、魚類、や底生生物、またや水生植物の中には多くが姿を消したのがあります。その他の生物のまた、種類数の減少以外にも、や個体数のも減少又は一部の増加傾向等、生息状況が大きく変わったものもあり、や生態系も変化しています。ました。</u></p> <p><u>また、三番瀬は現在でも多くの水鳥類が依存する重要な湿地ですが、個体数の減少した種や栄養しなくなった種もいる等、生息地としての重要性の低下が指摘されます。</u></p> <p><u>それでもなお、三番瀬には多様な自然環境が存在し、水鳥をはじめとする多くの生物が生息しています。</u></p> <p>このことから、<u>これらを損なうことなく保全し、かつての健全で豊かな生態系の回復や、干潟に特有な生物種の回復復活を図り、生物多様性を高め、様々な生物種が安定して生息できるようにすることが重要です。</u></p> <p>そのため、<u>現在残る干潟的環境を保全し、さらにな多様な環境の復元創造を・・・</u></p>
16	<p>・キアシシギ(杭上に2羽並んで止まっているうちの左のものはキョウジョシギのように思われます。ちょっとこの写真からだと自信が持てないのですが、この1羽はキアシシギではありません。(キョウジョシギまたはソリハシギ))【意見書】</p>		蓮尾委員	鳥類の写真については、間違っているので修正する。	<p>・基本計画素案を以下のように修正する(16ページ写真キアシシギ)</p> <p>写真をミヤコドリ、コアジサシ等に差しかえる。</p>
17 漁業	<p>・第2段落のところ漁業の果たす役割みたいなことがまとめられているのですが、漁業によって添加された栄養分が取り除かれるとか、漁業がちゃんとあることによってその漁場が改変されていく部分という意味を込めて、漁場の環境保全に対する役割みたいなものを位置づけていただけるとありがたいと思います。【第4回再生会議での発言】</p>	1	中田委員	漁業者による環境保全的な役割について、記載場所を整理する。	<p>・基本計画素案を以下のように修正する(17ページ5行目から)</p> <p><u>・・・大きな役割を果たしています。また、ノリやアサリ等を生産することで水域に流入した窒素・リンを取り除くこととなるため、東京</u></p>

17	・施策の前提になっている再生に当たっての進め方(7頁)の中で、・・漁業者が、漁業活動を通じて三番瀬の環境の保全を担ってきたこと・・とありますので、15頁に同様の記述を繰り返す必要はないでしょう。【意見書】	2	工藤委員		<u>湾の水質の浄化に役立ちます。</u>
17	・三番瀬の再生に向けた施策の中で「漁業」の書きぶりを強化。あるいは資源管理と近年の世界の趨勢である生態系管理をふまえた漁業管理を三番瀬で講ずべき施策として位置づける(書き込む) 漁場環境の整備は、生態系の保全に寄与する。例えば、漁場再生委員会で問題となっている近年のアオサ繁茂は、漁業生産の低下をまねいているだけでなく、そのまま、底質、水質改善の妨げとなり、三番瀬生態系を形成する生物の生息環境を著しく損なっている。また、漁獲により、アサリなどの懸濁物食者を取り上げてはじめて、干潟の浄化機能が駆動する。これらのことは、漁業を振興するための施策が生態系の保全、維持ならびに水、底質環境の保全と密接に関わりをもっていることを意味する。これらのことを三番瀬の再生に向けて講ずべき施策の中で、強調しておく必要がある。さらに、現実には、鳥と漁業者は同じ懸濁物食者を餌、あるいは漁獲対象として分ちあうわけで、両者の共存のための施策としても生態系管理をふまえた漁場造成を含む漁業管理は必要な施策だろう。【意見書】		中田委員	中田委員の意見を踏まえた修正を行う。	(17ページ11行目から) ・・・課題となっています。さらに、 <u>ノリやアサリの生産の不振は三番瀬の持つ水質浄化能力を低下させるという悪循環を招き、漁業の不安定化に拍車をかけると考えられます。</u>
17	・三番瀬の漁業者と地域の消費者を直接結びつける「地産地消」の考え方、「三番瀬ブランド」の確立、「三番瀬でとれる魚介類の新たな加工品の開発」等の施策をこの節の中に入れてほしい。【意見書】		後藤委員	「地産地消」くらいは書くとして、その他は事業計画レベルで整理する。	・基本計画素案を以下のように修正する(17ページ下から2行目) <u>漁業基盤の整備等、漁業者と消費者を結ぶ「千産千消」の推進等に取り組みを進め漁業の振興を目指します。</u> <u>「千産千消」とは、「地産地消」を千葉県に置き換えたもので、千葉県産の新鮮でおいしい、安心・安全な農林水産物を、県内の皆さんに消費していただくことを言います。</u>
17	・1999年以降の三番瀬のアサリ漁獲量、ぼら、カレイ類の漁獲量は極端に低迷している。しかし、(2)p4.1976年以降、海岸線に大きな変化はない。また、1)でふれたように無機栄養塩類などの濃度には変化がみられないか、好転。したがって、1990年代末にみられた現象やさまざまな変化の整理をして、原因の抽出にあたる必要があると考える。【意見書】		中田委員	中田委員の意見を踏まえた修正を行う	・基本計画素案を以下のように修正する 漁業生産統計データの追加・削除(18ページ) ・追加：平成15年データ ・削除：ボラは現在、主な漁獲対象となっていないことから、データから除く。
19 水・底質環境	・(2行目～)「現在の三番瀬は、臨海部での埋立て、 <del>地盤高の低下</del> による広大な干潟や後背湿地の消失、 <u>地盤高の低下</u> や内陸部での水田・水路の埋立て、小河川の排水路化等によって」とする。(基本的には干潟の減少は埋立によるものであるため)【意見書】		蓮尾委員	蓮尾委員の意見については、重みをどちらにおくかの問題であり、修正する必要があるれば直す。	・基本計画素案を以下のように修正する(19ページ2行目から) <del>現在の三番瀬は、臨海部での埋立て、地盤高の低下</del> による広大な干潟や後背湿地の消失、内陸部での水田・水路の埋立てや小河川の排水

					路化等によって・・・
19	・(6行目)「生活雑排水等による富栄養化は青潮の発生を促し、」に「浚渫窪地、航路の存在」を挿入する。 理由：再生計画案に、浚渫窪地と航路について明記してあるので。【意見書】		佐野委員	佐野委員の意見は、円卓会議案にもあり青潮の発生源として、適切な言葉を使って整理する。	・ 基本計画素案を以下のように修正する(19ページ6行目) また、生活雑排水等による富栄養化や浚渫窪地等の存在は青潮の発生を促し、三番瀬の生物に悪影響を与えています。 (19ページ8行目) 多様な水・底質環境の回復、流入河川等の汚濁負荷の低減による水質改善等を進める・・・
19	・水質改善について、下水処理施設のあり方(雨水と下水の分流式、及び水耕栽培などの処理水の利用方法、各家庭へのPRなど)の検討という項目を追加してほしい。【意見書】		米谷委員		
21 海と陸との連続性・護岸	・(5行目～)「変化に富んだ自然な水際線を取り戻しながら、人々と三番瀬とのふれあいを確保してゆくことが重要です。」とする。 理由：人々と三番瀬とのふれあいを確保していくことよりも、まず三番瀬の環境の多様性を確保することが再生の基本であり、ふれあいは環境の多様性が実現された上で実現されるべき目標であるから。【意見書】		佐野委員	護岸検討委員会が近々立ち上がる見込みであり、基本計画でどう書くか、円卓会議案を踏まえながらチェックする。	・ 基本計画素案の修正はしない。 (事業計画に係る意見とする。)
21、23、25	・防災上の配慮を追加すべきでしょう。防災をハードだけで考えると、羹に懲りて膾を吹く事態を招きかねません。海と陸とを疎遠にしない程度に、ここでは程々の防災構造を考え、その先は第6節と第7節(21～23頁)でソフト的な対応を図ることが必要になることでしょう。【意見書】	1	工藤委員		・ 基本計画素案の修正はしない。 (防災については「安全(性)」という言葉が4回繰り返されており、また、「1章2節 再生の目標の2海と陸との連続性の回復」にも防災への配慮につき修正を加えたため。)
21	・三番瀬の再生は“生物多様性”と“海と陸との連続性の確保”がキーワードですから、護岸問題も防災と景観だけでは不十分です。陸側の街づくりを考える場合も同様です。・・・陥没、崩壊など緊急危険対策としての護岸補修工事と、キーワードで考える護岸工事は実施計画の予算も、設計施工も別建てにして早急に先ず安全性を確保する必要があります。 自然環境を相手にした順応的護岸作りについては、県が主導的に海側からみた総合的、技術的な指導と財政的措置を考えるべきでしょう。【意見書】	2	竹川委員	護岸検討委員会が近々立ち上がる見込みであり、基本計画でどう書くか、円卓会議案を踏まえながらチェックする。	
21	・最近の動向として、沿岸陸域の宅地化が再び活発になり(高層マンション化も)また工業地から商業地への土地利用の変更も多く、スポット的に残されていた湿地や小河川、澗筋やため池の名残りも埋め立てられたり、干出してしまったりしています。欧米では、街をつくる時は周囲に緑地帯もつくるそうです。今から間に合う都市計画についても検討項目に入れて欲しい。【意見書】		米谷委員	同上	・ 基本計画素案の修正はしない。 (事業計画に係る意見とする。)
23 三番瀬を活かしたまちづくり	・(9行目)「陸域での湿地再生を行うなど」を挿入する。 理由：再生計画案の中のアクションプランとして明記されているので。 ・(11行目)「市川塩浜駅周辺、塩浜護岸から行徳湿地一帯の」とする 理由：再生計画案では三番瀬と行徳湿地の関係を密にしながら連続性の回復を図るべきとしているので。 ・(13行目)「ふなばし三番瀬海浜公園のあり方を検討するなど、海を活かしたまちづくり」とする。 理由：再生計画案の中のアクションプランとして明記されているので。【意見書】		佐野委員	それぞれの意見をどこまで基本計画で書くか、程度の問題を整理する。	(船橋市と調整を図っていただきたい) ・ 船橋市のみ、16文字程度で表現するのは外の3市に係る記載とのバランスを欠くため

23	・「県の役割として、三番瀬関係4市を海側から演出する方策、同じく陸域で三番瀬を生かしたソフト面での行事企画で果たせる主導的役割がある」旨を加える。【意見書】	竹川委員		
23	・個別の市がいろいろと計画をされていると思いますが、これをどのようにまとめていくのか、戦略方針のようなものをしっかり、どこで何をするというより、全体として何をするのかということをもう少しくリアに出されたほうが、県が立てる計画としてはいいのではないかと思います。【第4回再生会議での発言】	村木委員		
23	・個別の市、NPO、地権者とどのような連携を図っていくのか、どのような方法をとるのがもし書けるのであれば、書いたほうがよろしいのではないかと思います。【第4回再生会議での発言】	村木委員		
23	・景観のことがいろいろ書かれていると思いますが、要は、どういうふうに景観に配慮した三番瀬にふさわしいまちをつかっていくのか。それは形なのかもしれないし、色なのかもしれません。どのようなアクションでつってっていくのかということをもう少しくリアにしていってほしいのではないかと思います。【第4回再生会議での発言】	村木委員		
23	・「パブリックアクセスの向上」については、弱い気がします。「三番瀬を活かしたまちづくり」の中にも書き込んでおく必要があると思われます。【意見書】	後藤委員		
23	・船橋の特徴は、三番瀬海浜公園を核とした人と自然が共生するまちづくりなのです。当然、浦安、市川、習志野のような表現をすれば、三番瀬海浜公園を核とした人と自然が共生するまちづくり、このくらいは表現するのは当然だと思います。【第5回再生会議での発言】	本木委員		
27 維持・管理	・谷津干潟のような特定の水域を除けば、大部分に漁業権が免許されている三番瀬の維持・管理は、その殆どが歴史的にも漁業者によってなされてきましたし、今もなされていることは厳粛な事実です。勿論、埋立事業の進行情形によって漁業権の消滅した海域もあり、また、その後に短期免許の認められている水域があるなど、事情は複雑です。・・・漁業権漁場の維持・管理に対する多くの個人、団体の参加は、漁業者の日常業務である漁場維持・管理を補完する協働の範囲であり、漁業活動を阻害するものであってはならないものであります。以上の事情を踏まえると、第9節の構成は漁業権消滅域と漁業権水域とを区別した上で、記述することが望ましいと考えられます。【意見書】	工藤委員	漁業権の関係は工藤委員の意見・精神を生かす。	・基本計画素案を以下のように修正する (27ページ2行目) <u>現在までも、大部分が漁場として活用され、持続的生産の維持努力が払われてきました。その結果、かつての豊かさはありませんが・・・</u> (27ページ10行目) <u>そのため、漁業者はもとより、多くの個人、団体・・・</u>
27	・9行目以降につき、次のような修正をお願いしたい。 そのため、 <u>漁業者はもとより、多くの個人、団体が参加できる機会を提供し、様々な主体による友好的な共同がなされ、三番瀬をふるさとの海として自ら維持・管理するような仕組みの創出を目指します。</u> また、 <u>三番瀬およびその周辺海域の水質、水質汚染等の環境変化をただちに察知できるモニタリング体制と早期対応を実施できる体制の確立を目指します。</u> 【後藤委員から確認】	後藤委員		・基本計画素案を以下のように修正する (27ページ10行目) <u>そのため、漁業者はもとより、・・・</u> (27ページの最後に次の文を追加) <u>また、三番瀬及びその周辺海域の自然環境のモニタリング体制を確立し、環境の変化に対応できる体制を目指します。</u>

28 再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約への登録促進	<p>・(10行目～)「関係者の合意のもとでラムサール条約への登録を促進し」につき、もう一步踏み込んだ表現ができないか再度検討して下さい。</p> <p>理由：日本の他の登録湿地では、水鳥による被害が出たときの漁業補償を行うことを約束して湿地登録が行われています。少なくとも「基本計画」に県がそういった方向性を示せば、ラムサール条約への登録は加速できるはずです。漁業者の心配を取り除くことが湿地登録への早道と考えます。</p> <p>【意見書】</p>	佐野委員	ラムサール条約の関係は円卓会議案に書いたものでそれを使う。それと基本計画素案がどうかを整理する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画素案は修正しない。</li> <li>付帯意見として、以下のように記述 三番瀬再生計画案に、「市民生活や漁業活動との調和をはかりつつ、ラムサール条約の登録に向けて早期に関係者の合意を形成していきます。」(p147, 162)と記述されていることから、知事はこの実現に向けて、最大限の努力をしていただきたい。</li> </ul>
28	<p>・ミヤコドリ、スズガモ、コアジサシなどの写真を入れてほしい。</p> <p>理由：スペースが空いているし、スズガモ、ミヤコドリ等は現段階でもラムサール条約の登録湿地にできる要件を満足しているので。【意見書】</p>	佐野委員		<ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画素案を以下のように修正する ミヤコドリ、スズガモ、コアジサシ等の写真を掲載する。</li> </ul>
31 東京湾再生につながる広域的な取組	<p>・三番瀬の水質環境が江戸川放水路放流の影響をことのほか強く受けており、江戸川放水路の管理権は県に属していないことに特段の注意を払うべきでしょう。このことについては、すでに国土交通省と市川市行徳および南行徳漁協との間に情報の共有活用に関する協定が結ばれていることも踏まえ、県としての関わり方を具体的に検討された上で、方針として纏めていただきたいと存じます。東京湾というマクロな観点からすれば湾奥後背地の大雨による洪水が江戸川から流出しようが、放水路から放水されようが同じことと捉えられ兼ねませんが、三番瀬が健全に保たれる場合と、長期に亘り淡水化して藻類と底生動物がダメージを受けた場合とでは、エコロジカル・ネットワークの機能が全く異なってしまうでしょう。【意見書】</p>	工藤委員		<ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画素案の修正はしない。 (なお、国土交通省と市川市行徳及び南行徳漁協との間に情報の共有活用に関する協定は締結されていないとのことである。)</li> </ul>
31	<p>・11行目以降につき、次の文を加える修正をお願いしたい。</p> <p>「そのためには、まず、三番瀬の再生とともに三番瀬に直接流入する河川および陸域からの水質汚濁を軽減する先駆的なモデルを自ら確立することが重要です。」【後藤委員から確認】</p>	後藤委員		<ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画素案を以下のように修正する (11ページ下から7行目) 三番瀬について、自然再生を進める上で、<del>三番瀬に流入する河川及び陸域からの汚濁</del>負荷の低減に取り組むとともに、海域が連続している・・・</li> </ul>

34 事業の 進め方	<p>・事業計画の策定の仕方が実はこの基本計画の中には書いていない。抜けているように思います。・・・当然、事業計画の中には円卓会議が策定した「三番瀬再生計画案」をなお尊重して検討しなければいけない部分があると思います。したがって、事業計画の策定の仕方として、例えば「『千葉県三番瀬再生計画（事業計画）』は、本基本計画に基づき円卓会議の『三番瀬再生計画案』を尊重しつつ策定するものとします」というような一文を入れておけば、190 ページに及ぶ「三番瀬再生計画案」で今回の基本計画に乗らなかった部分はなお尊重されるのだということが明確になりますので、そのような記述を 32 ページのあたりに入れていただければと思います。【第 4 回再生会議での発言】</p>		倉阪委員		<p>基本計画素案を以下のように修正する （34 ページ 5 行目に次を加える。） <b>事業計画は、本基本計画に基づき円卓会議の「三番瀬再生計画案」を踏まえて策定するものとします。</b></p>
34	<p>・ 32 頁の図は犬が自分の尻尾を追いかけているようで、ほほえましい図ですが、何処が頭か尻尾かわからないところが難点です。2 頁の基本計画フローを受けて、第 2 章の下の矢印の部分から描いては如何でしょうか？ここではマネージメント・サイクルを説明する目的で、マネージメント・サイクルの考え方を上部枠内に収めています。これを P D C A サイクルの中へ移しては如何でしょうか。【意見書】</p>		工藤委員		<p>基本計画素案を以下のように修正する （34 ページの図の「Plan」の上に「三番瀬再生計画」を枠囲いで挿入し、そこから Plan に矢印を引く。）</p>
32	<p>・この計画がよくても、チェック機能が我が国はものすごくルーズなのかなと。最近の J F E の排水のことも考えると、そういう機能をどこに持たせたらいいのか。その辺のことがしっかりしないと、当然、全部合併に帰ってしまうのかなと、そういう気がいたしました。その辺のチェック機能を十分果たせるような機関はどこがなし得るのかお聞きしたいし、あるいはつくっていただきたいなと、そう感じました。【第 4 回再生会議での発言】</p>		大野委員		<p>・ 基本計画素案の修正はしない。 （三番瀬再生会議がチェック役を果たすという位置付けである。）</p>